

東京外国語大学ベトナム関連 教育支援基金取扱要項

〔 令和4年2月22日 〕
規 則 第8号

改正 令和6年2月21日規則第16号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学基金規程第8条第2項の規定に基づき、東京外国語大学ベトナム関連教育支援基金(以下「基金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この基金は、東京外国語大学(以下「本学」という。)におけるベトナム語の教育研究及び社会貢献の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ベトナム語やベトナム地域研究を学習・研究している本学学生への教育助成
- (2) ベトナムからの本学留学生への教育助成
- (3) ベトナムにルーツをもつ本学学生への教育助成
- (4) 本学多言語多文化共生センターのベトナム関連事業への支援

(運営)

第4条 基金の運営については、本学基金委員会の下にベトナム関連教育支援基金運営部会(以下「部会」という。)を設置し、部会が案を策定し、基金委員会が承認するものとする。

2 部会の取り扱いについては、別に定める。

(事業の継続)

第5条 事業の継続については、各事業年度の収支の状況、事業の達成状況及び今後の計画等を踏まえて、基金委員会で審議の上、決定するものとする。

(雑則)

第6条 その他本基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。